

○パートナーとして利用可能な扶桑町の行政サービス

パートナーとして利用可能な行政サービスです。

他の要件を満たせば、対象となります。詳細は各担当課へお問い合わせください。

(令和6年3月現在)

手続の種類	手続名称	証明書等の提示*	備考	担当課
暮らし に関すること	税務に関する証明書の交付	要	同居の場合は、申請及び受領が可能。	税務課
	住民票の続柄	要	パートナーは住民票の世帯主との続柄を「縁故者」とすることが可能。	戸籍保険課
	記念樹の配布	要	宣誓を記念して記念樹を配布。	都市政策課
	扶桑町長期優良住宅等定住促進補助金事業	要	補助の対象。	秘書企画課
	健康に関する教室等申し込み	不要	申し込みが可能。	健康推進課
子育て に関すること	母子健康手帳交付	要	パートナーの代わりに届出・受領可能。	健康推進課
	母子教室等各種教室申し込み	不要	参加可能。	健康推進課
	教育・保育給付認定申請 (認可保育所入所申し込み含)	要	保護者として双方の保育要件及び保育料等算定時の課税情報の確認の対象とする。	子ども課
	施設等利用給付認定申請 (幼児教育・保育無償化認定申請)	要		子ども課
	一時保育利用申請	不要	パートナーの子として申請が可能。	子ども課
	支援センター利用申請	不要		子ども課
	放課後児童クラブ	要		子ども課
	放課後子ども広場	不要		子ども課
福祉 に関すること	介護保険に係る各種申請	要	代理申請が可能。	長寿介護課
	高齢者福祉サービスに係る各種申請	不要		長寿介護課
	総合相談支援 (包括支援センターへの相談)	不要	相談が可能。	長寿介護課

○宣誓後に利用不可能になる扶桑町の行政サービス

宣誓後に利用ができなくなる行政サービスです。詳細は各担当課にお問い合わせください。(令和6年3月現在)

手続名称	証明書等の提示*	備考	担当課
扶桑町遺児手当	要	事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は給付されない。	子ども課
母子・父子家庭医療費の受給	要		戸籍保険課

*「証明書等の提示」欄が「要」の手続きは、受領証明書や証明カードを提示が必要です。

*「証明書等の提示」欄が「不要」の手続きは、宣誓の有無にかかわらず、各サービスの所定の要件を満たしていれば利用できます。